

広島県選挙管理委員会告示第四十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、次のとおり指定した旨、坂町選挙管理委員会から報告があつた。

平成二十六年十月十六日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の名称	所在地	指定年月日
坂町立町民交流センター	安芸郡坂町坂東二丁目一九二三番 六	平成二六年一〇月一日